

<報道発表資料>

令和 8 年 4 月 1 日

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

「京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）」の改定

京都市では、令和 3（2021）年 3 月に「京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）」（愛称：京・資源めぐるプラン。以下、「プラン」という。）を策定し、持続可能な循環型社会の実現を目指し、ごみ減量や資源循環に重点を置いた施策を進めてきました。

この度、中間年に当たる令和 7 年度に見直しを行い、プラン前半期の進捗状況はもちろん、脱炭素化（カーボンニュートラル）や循環経済（サーキュラーエコノミー）等の持続可能な社会の構築に向けた国内外の潮流を踏まえて、プランを改定しました。

1 改定の趣旨

- (1) 「持続可能な循環型社会の実現に向けた中長期的な推進方針」を新たに規定
2050 年を見据えた本市の施策展開及び施設整備の中長期的な考え方として、資源循環の推進、脱炭素化への貢献、持続可能な処理体制の確立の 3 つの推進方針を新たに規定
- (2) 強化する施策
発生抑制の推進、資源循環の強化、生ごみ（食品廃棄物）対策、プラスチック・衣類対策、観光ごみへの対応、リチウムイオン電池対策、長寿社会の進展への対応等に重点を置いた施策を展開
- (3) 指標の見直し
 - ・ ごみの受入量、焼却量、最終処分量、食品ロス排出量の目標を上方修正
 - ・ 新たに「使い捨てプラスチック排出量（家庭）」の指標及び数値目標を設定
 - ・ 強化する施策のモニタリング指標として、「市拠点での資源物回収量（家庭）」と「充電式電池及びその内蔵製品の市回収量（家庭）」を設定
- (4) ごみ処理施設の整備・運営
 - ・ 資源循環・脱炭素化の推進と持続可能なごみ処理体制の確立の観点から、本市における今後のごみ処理施設整備の検討の基盤となる考え方を規定
 - ・ 東北部クリーンセンターの後継施設となる次期クリーンセンターの整備や、ごみ処理の広域化・集約化の検討など、今後の施設整備の方向性やスケジュールを規定

2 プランの概要

(1) 計画年限

令和 12(2030)年度まで

(2) 計画の位置付け

循環型社会の形成のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための「循環型社会推進基本計画」であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される「一般廃棄物処理基本計画」、また、食品ロス削減の推進に関する法律に規定される「食品ロス削減推進計画」として策定

3 「京・資源めぐるプラン 2025 改定版」の公開

以下のホームページ（京都市情報館）において公開します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000351983.html>

<市民意見の募集結果>

令和 8 年 1 月 5 日～2 月 4 日にパブリックコメントを実施し、応募者 8 3 名、意見数 1 7 3 件の御意見をいただきました。募集結果については以下のホームページ（京都市情報館）において公開します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/kankyo/0000348504.html>

<お問合せ先>

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 4 6